

# 大和郡山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、民間事業者等の事業活動を推進するとともに、大和郡山市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌の充実を図るため、図書館に雑誌を提供するスポンサー（以下「スポンサー」という。）制度について必要な事項を定めるものとする。

## (内容)

第2条 スポンサーは図書館に雑誌を提供し、あわせて所定の場所にスポンサー名及び広告（以下「広告等」という。）を掲示できるものとする。

## (スポンサーの範囲)

第3条 スポンサーは、企業、商店、団体等とし、次のいずれにも該当しないものとする。また、個人からの提供は対象外とする。

- (1) 市税等を滞納しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生、若しくは更正手続き中の事業者
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
- (7) 自らの発行する雑誌の発行元
- (8) 趣味やボランティアを礎とするサークル等
- (9) その他、掲載を希望する企業および団体等に関する情報を考慮し、市長が図書館にふさわしくないと認めたもの。

## (対象とする雑誌)

第4条 図書館が作成した「雑誌リスト」によるものとする。ただし、増刊が発刊された場合は提供の対象としない。

## (広告等の種類及び範囲)

第5条 雑誌提供に係り掲示する広告等は、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するもので、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

- (2) 政治活動、宗教活動、個人若しくは団体の意見広告及び名刺広告に係るもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (4) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) あたかも図書館が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (7) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (8) 他社の製品との比較広告
- (9) 求人広告
- (10) その他掲載を希望するスポンサーに関する情報を考慮し、市長が適当で無いと認めるもの

(広告等の規格及び掲載位置)

第6条 広告等の規格は原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 提供雑誌最新号のカバー表紙

表示大きさ：縦4cm、横13cm

色：白地、黒文字

貼付位置：カバー底辺からおおよそ4cm上の左右中央

表示内容：スポンサー名

(2) 提供雑誌最新号のカバー裏表紙

表示大きさ：雑誌カバーの大きさに収まる範囲内

色：自由

表示内容：片面印刷の広告

(3) 提供雑誌の面展される雑誌架

表示大きさ：A5横判(15cm×21cm)以内

色：自由

貼付位置：雑誌架から雑誌を取った際に見える位置

表示内容：ラミネート加工された片面印刷の広告

(4) 大和郡山市立図書館ホームページ

表示位置：募集雑誌一覧表の中

表示内容：スポンサー名

(提供雑誌の配架位置)

第7条 雑誌の配架位置は図書館が定めるものとする。

(雑誌の提供期間)

第8条 雑誌の提供期間は4月～翌3月とし、スポンサーと図書館の協議の上延長できるものとする。ただし、年度途中から提供を開始した場合は、年度末までを期限とする。

(広告掲示期間)

第9条 広告等を掲示する期間は、提供された最新号の雑誌を図書館で受入をしてから次年度の最新号が受入されるまでとする。

(提供申込)

第10条 スポンサーは大和郡山市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、雑誌カバー裏面及び雑誌架に掲載する広告等を添えて、郵送又は持参で図書館まで申し込むものとする。この場合において、市長は、必要に応じてスポンサーに関する資料を求めることができるものとする。

(掲示決定等)

第11条 市長は、雑誌の提供及び広告等の掲示についての可否を決定したときは、その結果並びに掲示内容及び条件等について、「大和郡山市立図書館雑誌スポンサー可否決定通知書」(様式第2号)によりスポンサーへ通知する。

(雑誌購入代金の納入)

第12条 スポンサーは、次のとおり雑誌の納入業者に直接代金を納めることとする。

- (1) 一括前納とする。
- (2) 振込手数料はスポンサーの負担とする。

(雑誌の納品)

第13条 スポンサーが提供する雑誌は、当該雑誌の発刊日に図書館に納品するものとする。

(雑誌の休刊)

第14条 提供雑誌が休刊となった場合は、契約を解除するものとする。この際、前納した雑誌の購入代金の返還は、スポンサーが雑誌の納入業者と協議するものとする。

(広告等の内容の変更)

第15条 市長は、広告等の内容及びデザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、スポンサーに対して広告等の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告等の掲示の取消し)

第16条 市長は、次の各号に該当する時は、スポンサーへの催告その他何らかの手続きを要することなく広告等の掲示を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに雑誌の納品が行われないうち
- (2) 前条の規定による広告等の内容等の変更をスポンサーが行わないとき

(3) その他図書館での広告等の掲示が適切で無いと判断したとき

(広告等掲示の取下げ)

第 17 条 スポンサーは、自己の都合により図書館での広告等の掲示を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告等の掲示を取り下げるときは、スポンサーは書面により市長に申し出なければならないものとする。

(雑誌購入代金の返還)

第 18 条 前 2 条の規定により、取消し又は取下げをしたときは、雑誌納入代金は返還しない。

(スポンサーの責任等)

第 19 条 スポンサーは、広告等の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、広告等の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告等の内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決することとする。

(スポンサーの届出義務)

第 20 条 スポンサーは、次の各号のいずれかに該当するときは、大和郡山市立図書館広告等掲示内容変更届(様式第 3 号)により速やかに市長に届けなければならない。

(1) スポンサーの名称が変わったとき

(2) 広告を差し替えるとき

(3) 前各号に規定するもののほか、大和郡山市立図書館雑誌スポンサー申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、雑誌の提供および広告等に関し必要な事項は市長がその都度定めるものとする。

附則

この要綱は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。